

第9-14表 育児に対する経済的支援(児童手当等)

Table 9-14: Financial support for childcare, including child benefits

	日本		イギリス	
種別	児童手当 ¹⁾	扶養控除(所得税, 住民税)	児童給付	児童税額控除
根拠法令	児童手当法(1971年)	所得税法(1965年), 地方税法(1950年)	1975年児童給付法	2002年税額控除法
管理運営主体	市区町村(公務員は所属庁等で実施)	国税庁, 都道府県, 市区町村	歳入関税庁	
財源	国, 地方(都道府県, 市町村), 事業主拠出金で構成(国 57.4%, 地方 34.8%, 事業主 7.7%, 2013年度予算ベース)		一般財源	
受給(適用)要件	15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父母, その他の保護者	(控除対象)扶養親族のうち, その年12月31日現在の年齢が16歳以上の者	16歳未満(フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳まで)の子を扶養している者。 収入が年間で5万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は, 減額措置あり	収入に応じた減額措置あり
給付(控除)内容	(1)所得制限額未満の者: 3歳未満は月額1万5000円, 3歳以上小学校修了まで(第1子・第2子)は月額1万円, 3歳以上小学校修了まで(第3子以降)は月額1万5000円, 中学生は月額1万円 (2)所得制限額以上の者: 当分の間の特例給付月額5000円 ※所得制限額は年収960万円未満(夫婦・児童2人世帯)を基準に設定, 2012年6月分から適用		第1子 20.30ポンド/週, 第2子以降 (一人当たり) 13.40ポンド/週 (2013年)	家族控除 545ポンド/年, 児童加算 2,720ポンド/人・年 (2013年)
備考	保育料は手当から直接徴収が可能, 学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能(いずれも市町村が実施するかを判断)			

(注) 1) 日本の2010年から実施されていた「子ども手当」は2012年3月31日をもって廃止され, 同年4月から児童手当法に基づく児童手当に戻った。

第9-14表 育児に対する経済的支援(児童手当等) (続き)

Table 9-14: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

種別	ドイツ			フランス	
	児童手当	育児追加補助金 (Kinderzuschlag)	児童扶養控除	家族手当	乳幼児迎え 入れ手当の 基礎手当
根拠法令	1996年租税法62 条及び児童手当 法	児童手当法	1996年租税法	社会保障法典	
管理運営 主体	家族金庫(連邦雇用エージェンシー内 に付設), 監督指揮権は, 連邦家庭省 にある。		税務署	全国家族手当金庫(CNAF)	
財源	連邦(74%)及び州・市町村(26%)の一 般財源			企業の拠出金(43.8%, 2012年, 以 下同様), 一般福祉税など租税 (22.1%), 諸手当に対する国及び 県の負担金(21.9%) (↑ 全国家族手当金庫(CNAF)の 主な財源)	
受給(適 用)要件	18歳未満(失業者は21歳未満, 学生は25歳未満, 障害者 は無制限, ただし子自身の年収が8,004ユーロ(2010年よ り)を超えてはならない)の子を扶養している者			20歳未満の子を2人 以上扶養している者 (所得制限なし)	2004年1月1 日以降に生 まれた3歳 未満の子が いる親(所 得や子の数 に応じて制 限がある)
給付(控 除)内容	第1子・第2子は 月184ユーロ, 第 3子は月190ユー ロ, 第4子以降は 1人につき215 ユーロ(2010年よ り)。	子1人につき月額140 ユーロ。10学年修了 までの児童生徒に対 し, 新学年の学用品 購入用にさらに年1回 (8月)100ユーロを追 加支払い(2009年8月 より)。	子1人につき年 間7,008ユーロ (基本額4,488 ユーロ, 教育費 用相当額2,520 ユーロ)が所得 から控除される (2010年/夫婦合 算課税の場合)。	子の年齢や数に応じ て決まる。11歳未満の 子2人の場合, 月額128.57ユーロ (2014年1月6日現在)	月額 184.64 ユーロ (2014年1月 6日現在)
備考	児童手当が児童扶養控除が有利なほうが適用されるほ か, 社会保障上の優遇措置がある。 また, 2歳以下の子を持つ非就業, 不完全就業(週30時 間以下の就業)の者(両親休暇取得中の者)も受給可 能。			上記以外に様々な家族給付がある ほか, 税制上又は年金上の優遇措 置がある。	

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」, 日本: 厚生労働省, 内閣府, 財務省ウェブサイト, イギリス: Gov.ukウェブサイト等, ドイツ: 連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ウェブサイト, フランス: 家族手当金庫(CAF), 政府公共サービスウェブサイト